

## 南部市場販売原票取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号。以下「条例」という。）第48条並びに川崎市地方卸売市場業務条例施行規則（平成19年川崎市規則第1号。以下「規則」という。）第55条及び第64条の規定に基づき、販売原票の取扱いについて、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(販売原票の記録事項等)

**第2条** 卸売業者は、条例第48条第2項に規定するもののほか、販売原票に入荷日、販売年月日、卸売業者の販売担当者及び記帳者その他必要な事項を記録するものとする。

2 卸売業者は、次のいずれかに該当する場合は、販売原票にその旨を記録しなければならない。

(1) 買付物品による卸売をしたとき。

(2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたとき。

3 卸売業者は、販売原票の作成を電磁的記録により行うときは、その作成時間を当該販売原票上に記録しなければならない。

(一連の番号等の届出等)

**第3条** 卸売業者は、規則第64条第2項の一連の番号を販売原票に付し、当該販売原票を順次使用するものとする。

2 卸売業者は、前項の一連の番号を、その連続性を阻害しない範囲において部署ごとに付することができる。ただし、一連の番号を部署ごとに付する場合は、その区分を明らかにするため、一連の番号のほかに記号等を付さ

なければならない。

- 3 卸売業者は、販売原票を電磁的記録により作成しないときは、販売原票に使用する番号を、当該販売原票を使用する日の3日前までに、納品書の写しを添付の上、販売原票番号使用届出書（第1号様式）により市長に提出しなければならない。

（販売原票の記録方法）

**第4条** 卸売業者は、第2条第1項及び条例第48条第2項の規定による事項を販売原票に正確に記録しなければならない。ただし、販売担当者及び記帳者を記録する場合又は同一項目に同一内容を続けて記録する場合は、記号等をもってこれを行うことができる。

- 2 卸売業者は、販売原票に記録する数字を正確に記録しなければならない。
- 3 卸売業者は、販売原票を作成するときは、容易に抹消できない手段により正しく読み得る文字又は数字をもって記録しなければならない。
- 4 卸売業者は、空欄を残して販売原票の記録が終了したときは、当該空欄を斜線等により抹消しなければならない。
- 5 卸売業者は、販売原票を作成するときは、直接記録するものとする。
- 6 卸売業者は、第1項の事項のうち、数量、単価及び買受の相手方を訂正してはならない。ただし、正当な理由がある場合はこの限りでない。
- 7 卸売業者は、汚損し、又は書損した販売原票には、「汚損（書損）」と朱書きするものとする。

（販売原票の写し等の提出）

**第5条** 卸売業者は、規則第55条ただし書の規定により販売原票の写し等の提出を省略するときは、販売原票使用届出書（第2号様式）を販売原票とともに市長に提出し、検印（第3号様式）を受けなければならない。

2 卸売業者は、販売原票を汚損し、又は書損したときは、当該原票の写し等を、新たに作成した販売原票の写し等に添付の上、直ちに市長に提出しなければならない。

3 卸売業者は、販売原票の写し等を提出するときは、出荷者及び品目ごとに揃えなければならない。

(販売原票の訂正)

**第6条** 卸売業者は、第4条第6項ただし書の規定により販売原票の数量、単価及び買受けの相手方を訂正するときは、販売原票訂正届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、販売原票の写し等を提出する前の数量及び買受けの相手方の訂正についてはこの限りでない。

2 卸売業者は、前項の規定により販売原票の数量、単価及び買受けの相手方を訂正するときは、訂正箇所を2本線により抹消の上、当該箇所に担当責任者の確認印を押印しなければならない。ただし、電磁的記録により販売原票を作成するときはこの限りでない。

3 卸売業者は、前項の規定により抹消した文字又は数字を、明らかに読み得るようにしておかなければならない。

4 第2項の担当責任者は、販売担当者の上級職位にある者とし、原則として部長職以上の者とするものとする。

5 卸売業者は、販売原票訂正届出書の理由欄に、別表に掲げる販売原票訂正理由の該当番号を記載するものとする。

(販売原票の管理)

**第7条** 卸売業者は、販売原票の管理責任者を定め、その受払状況及び使用状況を明らかにしなければならない。

2 卸売業者は、販売原票を紛失したときは、速やかに、販売原票紛失届出書

(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(販売原票の保存)

**第8条** 卸売業者は、作成した販売原票及び汚損し、又は書損した販売原票を5年間保存するものとする。

2 卸売業者は、販売原票の作成を電磁的記録により行うときは、受注書等取引の基礎となる資料を記録後5年間保存するものとする。

(その他)

**第9条** この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

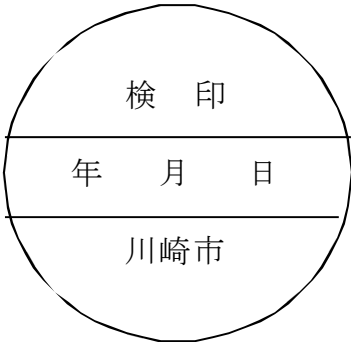
番 号	販売原票訂正理由
1	せり人の記録内容の誤り
2	記帳者の記録内容の誤り
3	事務処理の電磁的記録の誤り
4	その他（理由を明記すること）





第 3 号様式

検印



注 検印は朱スタンプとする。

販売原票訂正届出書（ .....年.....月.....日処理分）

.....年.....月.....日

（宛先）川崎市長

卸売業者名.....

.....部（課）

南部市場販売原票取扱要領第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

		原票番号又は 荷口番号	販 売 年月日	出荷者	産地	品名	等級	入荷日	数量	単価	買受けの 相手方	訂正理由
1	訂正前											
	訂正後											
2	訂正前											
	訂正後											
3	訂正前											
	訂正後											

理由 1 せり人の軌陸内容の頭り 2 せり人以外の記帳者の記録内容の誤り 3 事務処理の電磁的記録の誤り 4 その他（理由を明記すること）



第5号様式

販売原票紛失届出書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

卸売業者名.....

南部市場販売原票取扱要領第7条第2項の規定により、次のとおり届け  
出ます。

紛失日	.....年.....月.....日
所属	.....部(課)
紛失枚数	
記号・番号	
記録前後の区分	記録前    記録後    (いずれかを○で囲む)
紛失理由	

販売担当者 .....

販売原票の管理責任者 .....